

## 北九州市戸畑区マスコットキャラクター使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北九州市戸畑区マスコットキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは、別紙に示すデザイン及び着ぐるみとし、愛称を「ちょうちんジャー（「よいとくん」、「ポンちゃん」、「アヤメン）」とする。

### (権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、戸畑区（以下、「区」という。）に属する。

### (使用承認の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ戸畑区マスコットキャラクター使用申請（電子申請）を戸畑区長（以下「区長」という）に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 区が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他区長が申請を要しないと認めた場合

### (使用承認)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合、当該使用が区のPRに寄与すると認め、かつその内容が次の各号のいずれにも該当しない場合は、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合またはその恐れがある場合
- (2) 区が特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、またはその恐れがある場合
- (3) 公衆に不快の念または危害を与える恐れがある場合
- (4) 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められる場合

(6) 区及びキャラクターを貶める恐れがある場合

(7) キャラクターの利用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合

(8) 立体物で、その表現がキャラクターなどの立体物と認められない場合

(9) キャラクター等の著しい変形、その他キャラクター等の利用が適当でないとして認められる場合

(10) その他、キャラクターの利用を不適切と認める場合

(暴力団関与の場合の取消権)

第6条 使用承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、取り消しにより申請者に損害があっても、区はその損害の賠償に攻めを負わないものとする。

(1) 虚偽の申請を行ったことが判明したとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。）

(使用料)

第7条 使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用すること。

(2) 使用の承認によって生じた権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。

(3) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、物件の提出が困難である場合は、その写真等を提出すること。

(4) キャラクターにはそれぞれ愛称（「よいとくん」、「ポンちゃん」、「アヤメン」）を標記すること。なお、区長が認めた場合は、この限りではない。

(権利設定の禁止)

第9条 キャラクターを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に

関する自己の権利を新たに設定し、または登録してはならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、この要領に違反したときは、その使用の差し止めを請求し、または必要な指示等(以下、「請求等」という。)を行う。その場合において、キャラクターを使用している者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この要領に違反したときは、使用の承認を取り消し、その使用物件の回収等の措置を請求することができる。この場合において、承認を取り消された者に損害が生じても、区長はその責めを負わない。
- 3 前項の規定により承認を取り消されたものは、当該承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

(損失補償等の責任)

第11条 区は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 キャラクターを使用する者は、キャラクターの使用に際して故意または過失により市に損害を与えた場合は、これによりよって生じた損害を区に賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほかキャラクターの取り扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。